

第1回 保育所等利用待機児童数 調査に関する検討会	資料3
平成28年9月15日	

(改正後全文)

雇児保発 0426 第 3 号
平成 28 年 4 月 26 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 様
中 核 市

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課長
(公 印 省 略)

保育所等利用待機児童数調査について

今般、平成 28 年 3 月に成立し、同年 4 月 1 日施行した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 22 号）において、事業主が設置する事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対して助成及び援助を行う企業主導型保育事業が新たに位置づけられたところである（仕事・子育て両立支援事業）。

保育所等利用待機児童数調査については、「保育所等利用待機数調査について」（平成 27 年 1 月 14 日雇児保発 0114 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により行ってきたところであるが、当該企業主導型保育事業において保育を受けている児童の取扱いを含め、今後、保育所等利用待機児童数の調査については、下記のとおり改正し、実施することとしましたので、平成 28 年 4 月 1 日調査分より別紙様式により、本職宛てご回答をお願い致します。

記

1. 調査の対象

全国の市区町村

2. 調査様式

保育所等利用待機児童数調査

3. 調査日

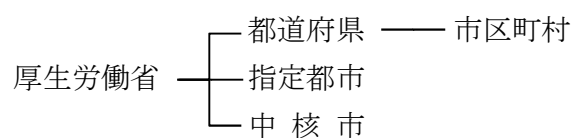
各年4月1日及び各年10月1日

4. 調査要領

別紙のとおり

5. 調査の系統及び方法

(1) 調査の系統



(2) 調査の方法

都道府県を通じて市区町村へ調査票を配布し、都道府県が回収及び取りまとめを行う。

6. 調査の提出期限

各年4月1日調査：各年5月末日まで

各年10月1日調査：各年11月末日まで

【本件担当】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課 待機児童対策係

TEL：03-5253-1111（内線7929）

保育所等利用待機児童の定義

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童

② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童

④ 企業主導型保育事業で保育されている児童については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日よりも後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

(1) 開所時間が保護者の需要に当たっている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)

(2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

(3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の対象となっている施

設

(4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。